

育成就労における養殖業区分に係る監理型育成就労外国人の待遇について講じる措置等

漁業分野の育成就労のうち、養殖業区分での実施に当たっては、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき、漁業分野に特有の事情に鑑みて農林水産大臣が定めた告示（農林水産省告示第 575 号）第 2 条で規定する、育成就労外国人の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、監理型育成就労実施者（以下「育成就労実施者」という。）及び監理支援機関が講じる措置を、次のように定める。

（監理支援機関が講じる措置）

第 1 条 監理支援機関は、自らが構成員となっている地域監理委員会（漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領（令和 8 年 4 月 1 0 日漁業育成就労協議会決定第 2 号）第 1 条第 6 項第 2 号のロに規定する地域監理委員会をいう。以下同じ。））が定める措置を講じなければならない。

（育成就労実施者が講じる措置）

第 2 条 育成就労実施者は、監理型育成就労外国人（以下「育成就労外国人」という。）との雇用契約の締結に際し、前条の規定により定められた措置に沿った育成就労外国人の待遇を確保しなければならない。

（2 号構成員の責務）

第 3 条 漁業育成就労協議会（以下「協議会」という。）の 2 号構成員（漁業育成就労協議会組織運営要領（令和 8 年 4 月 10 日漁業育成就労協議会決定第 1 号）第 3 条第 1 項第 2 号で規定する構成員をいう。以下同じ。））は、漁業育成就労協議会 2 号構成員の責務と指導体制（令和 8 年 8 月 26 日漁業育成就労協議会決定第 6 号）に基づき、直接又は間接に自らに属する育成就労実施者に対し指導及び助言を行うとともに、監理支援機関に対し、育成就労が円滑に行われるよう、相互に協力を行わなければならない。

（地域監理委員会）

第 4 条 地域監理委員会は、第 1 条及び第 2 条で規定する措置と相まって、自らに属する監理支援機関による適切な監理の下で、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護が図られるよう、措置を講じるものとする。

（一般社団法人大日本水産会による支援）

第5条 一般社団法人大日本水産会は、地域監理委員会が前条に規定する責務を果たせるよう、地域監理委員会からの相談に対して適切に応じるとともに、必要な指導及び助言をしなければならない。